

2. 整備方針の検討

(1) 整備に係る前提条件の整理

① 整備区域図

現況運動施設の範囲を公園区域に含むとともに、川口市都市公園条例に定める設置基準（運動施設規模/公園敷地面積<50%）を満たすよう、木曽路放水路北側の低未利用地を中心に公園区域を拡大する。

木曽路放水路沿いの市道神根第208号線が、北中学校の通学路として利用されていることや、公園北東側市街地からの歩行者ルート、公園北側の駐車場への自動車引込ルート、及び木曽路放水路や公園施設の維持管理等自動車動線の確保等が必要となるため、区域に含んだうえ、歩行者の安全性確保等、公園と一体的な整備を図る。

見沼代用水側については、見沼代用水が水と緑のネットワークを構成する軸となることから、見沼代用水との連続性や回遊性等を踏まえ、現況見沼代用水の堤境を区域とする。

市道幹線第45号線（たたら荘前通り）側については、既に沿道の土地利用が進み、また、市道も歩車分離の整備が完了していることから、円滑な駐車場出入口の整備が可能となるよう、一部区域を拡大する。

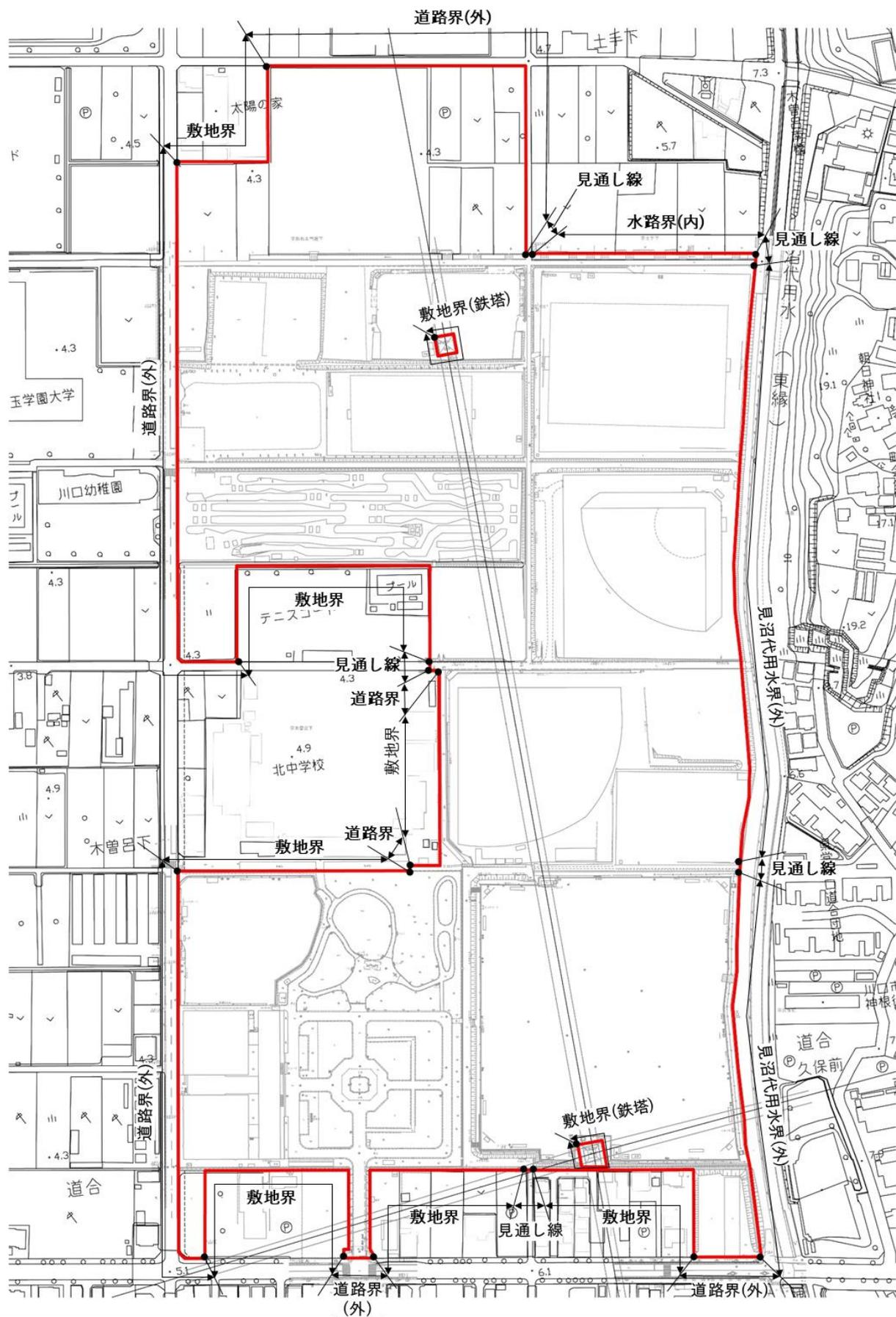
市道幹線第44号線側については、埼玉県屋内50m水泳場の新設と公園の区域拡大にともなう自動車交通の増加や公園側歩行者動線の未整備等に対応するため、低未利用地部分を区域に含み公園として整備を行う。

図表2-2-1 変更前後対照表

種別	名称		位置	面積	備考
	番号	名称			
(変更前) 近隣公園	3・3・2	神根公園	川口市大字道合字 木曽路下及び字山岡	約2.73ha	S52.1.26 決定告示 北スポーツセンター 広場、管理施設
(変更後) 運動公園	6・5・02	神根公園	川口市大字神戸字 西谷、大字木曽路 字土手下、字弥右 エ門堤下並びに大 字道合字木曽路下 及び字山岡	約 16.34ha	屋内50m水泳場 北スポーツセンター 運動施設、園路、広 場、便益施設、管理 施設

※変更後の面積については図上求積（現在測量実施中）

図表 2-2-2 整備区域図



② 道路・水路の取扱い方針

道水路については、耕地整理時に設置された施設であり、土地利用形態の変化に伴いその機能を残す必要がなくなっている施設については廃止を前提とする。

道路については、法令等を踏まえ木曽路放水路沿いの市道神根第208号線以外は廃止し、公園利用との整合を図る。

水路については、北側の木曽路放水路等、見沼代用水から芝川に向かう水路の内、排水施設として利用している水路、もしくは現在も下流部で畑が利用している水路についてはその機能を継続するものとし、必要に応じ暗渠化等を行い公園利用との整合を図る。

図表2-2-4 道路・水路の取扱い方針

路線番号	取扱い方針案	備考
神根208	・拡幅整備	・木曽路放水路の端から6mの幅員確保 ・木曽路放水路も含めた拡幅整備案(断面案)
神根209	・廃止	
神根210	・廃止	
神根211	・廃止	
神根212	・廃止	
神根213	・一部廃止、 一部拡幅整備	・区域外北側区間の公園側整備
幹線44	・拡幅整備	・公園利用者等の安全性の確保等を考慮し、幹線第44号線沿道の公園区域内に歩道部(幅員3.5m)を整備 ※今後、交通管理者等と協議を行った結果、指摘事項等を踏まえ必要に応じ一部車道として整備する可能性あり

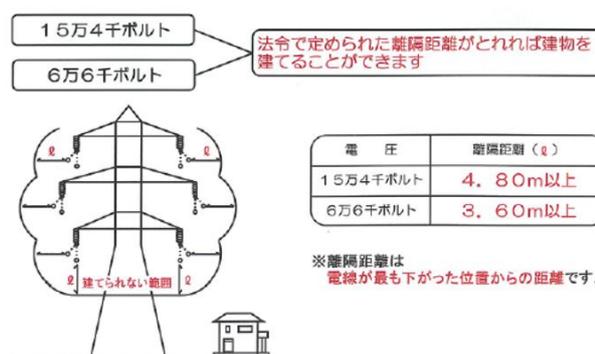
種別	取扱い方針案
水路	・前頁図中表示の3路線以外については機能も含め廃止 ・前頁図中3路線については、用地の位置づけ変更のうえ施設残置

③ 整備区域における制約・前提条件

整備区域における制約・前提条件を以下に示す。

・送電線下の建築制限

計画地には2本の鉄塔並びに、十字型に送電線が配置されている。これらの送電線は移設・撤去が難しく、送電線下には建築制限が生じる。インフラ事業者へのヒアリングの結果、送電線電圧は15万4千ボルトであり、送電線の四周に4.8m上の離隔距離が必要となる。送電線の最も下がった高さが約24mであることから、19m程度が制限高さとなる。現在想定している施設のうち、県プールの最も高い部分で22m程度であることから、送電線下への建物配置は避ける方針とする。



図表2-2-5 必要離隔距離

・既設下水管

計画地を南北に縦断するように下水管が埋設されている（平成4年12月竣工）。概ね地盤レベル-4m程度の位置に埋設されており、下水管直上に建設した場合、地下構造物（基礎・ピット等）と干渉することが想定される。本計画では下水管の移設・切り回しは行わない前提とし、これを避けた位置で建物計画を行う方針とする。

・既設水路

計画地の東側に隣接する見沼代用水から、計画地西側に位置する芝川に向かって水路が東西に配置されている。当該水路のうち、北側の木曾呂放水路及び南側の2本の水路は現在も利用されており、廃止することが出来ない。よって、これらの水路との干渉を避けた位置で建物計画を行う方針とする。

・既存桜並木・遊歩道との調和

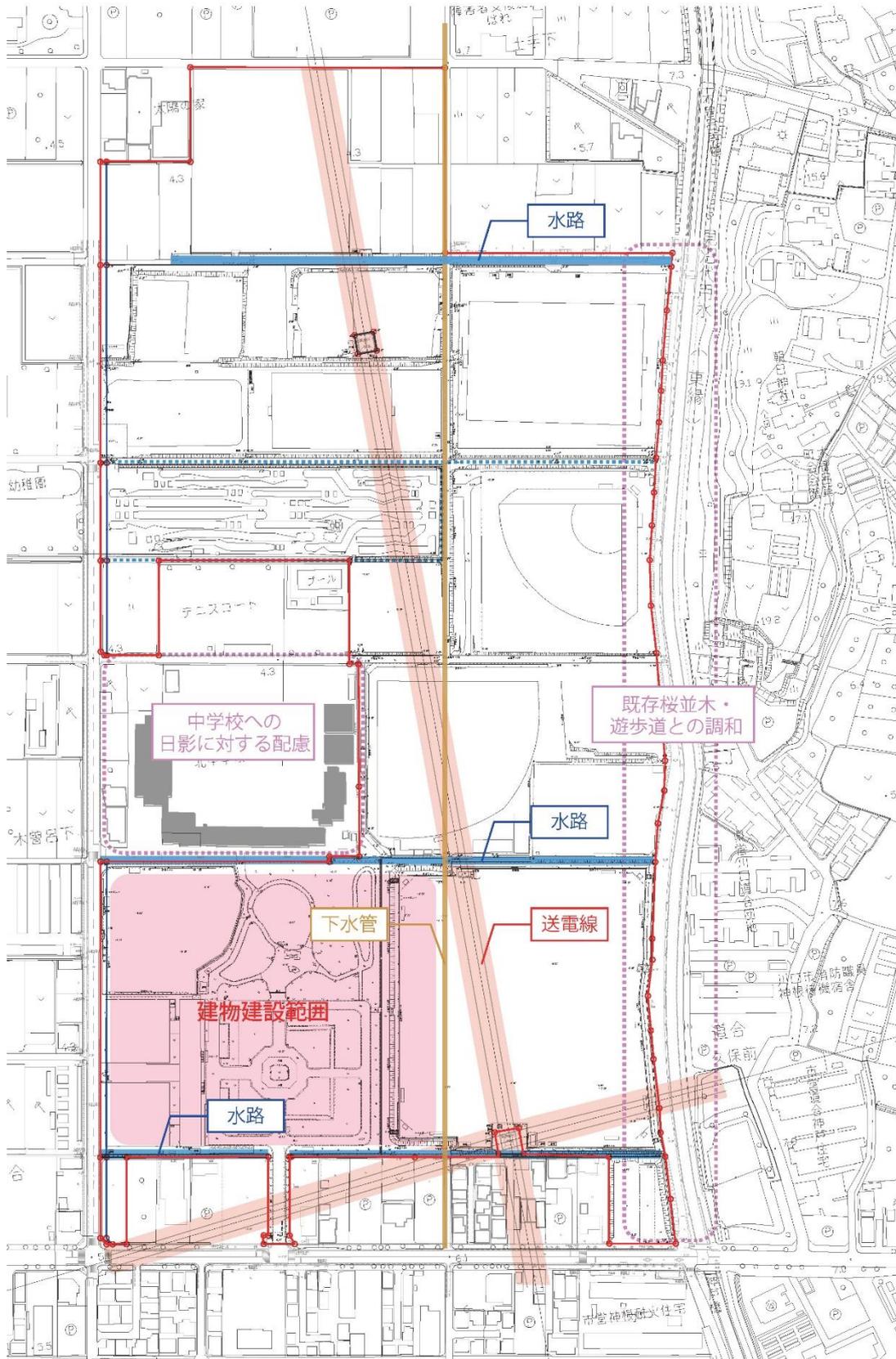
計画地東側に流れる見沼代用水は、桜並木と歩行者・自転車専用道（緑のヘルシーロード）が整備され、計画地の景観的なシンボルとなっている。計画建物は長大な壁面となる（県プールで長さ150m程度）ことから、これらの景観資源との調和や圧迫感に配慮した配置計画とする。

・中学校への日影に対する配慮

計画地中央には川口市立北中学校があり、計画建物による中学校への日影・騒音等に配慮した建物計画とする。

上記の配慮・制約を含め、次図に示す通り、計画地南側を建物建設範囲とする。

図表2-2-6 整備区域における制約



(2) 整備方針

① 整備方針・ゾーニングの検討

前項の整備区域における制約・前提条件の検討を踏まえ、整備方針、ゾーニングを以下の通り整理した。

・ 建物配置ゾーン

建物配置ゾーンは、日影・電線・下水管等の制約に配慮し、計画地南側とする。また、県施設とは連携できるような協議・計画しているため、共用部を介して両施設間の相互移動が可能になるよう県施設に近傍配置する。

・ 屋外運動施設・公園ゾーン

計画地の東西幅が広い中央のエリアで極力整形地を確保する。また、高さの必要な球技を考慮し送電線直下を極力避けた配置とするとともに、見沼代用水との連携や視線の抜けにも配慮する。屋外運動施設は、複数の競技・グラウンドを集約、共用化する方針として、再整備する。

・ 広場・緑地等ゾーン

見沼代用水沿いの自然景観や運動施設との連携に配慮し、複数のまとまりのある広場・緑地を分散配置する。極力、運動施設を配置しにくい送電線下で緑量を確保し、埼玉県条例の緑化基準を満たしつつ効率的な土地利用に配慮する。

・ 駐車ゾーン

既存駐車場は、各運動施設近傍に隣接して分散配置されており、屋外運動場へのアクセスは良いものの、計画地内での歩車分離が図られていない。また、県プールの駐車需要を加味すると駐車規模が増大し、周辺道路への交通負荷も懸念される。

よって駐車場を分散して周辺道路負荷低減に配慮するとともに、道路際に集約して歩車分離を図る。また、市県駐車場連携や臨時駐車場の整備により、効率的な土地利用に配慮する。駐車場計画、出入口等の詳細は「第2章_4(3)⑥駐車施設の配置計画」で取り扱う。

・ 歩行者動線計画

計画地内・公園への出入口は、外周道路沿い・見沼代用水沿いにバランスよく配置し、多方面からのアクセスに配慮した開かれた公園・運動施設を目指す。特に見沼代用水沿いは、沿道の桜や遊歩道（緑のヘルシーロード）との一体的な整備により、地区の特徴的な景観資源との連携・調和を目指す。車両出入口に近接した範囲は、離隔の確保や柵等で、安全性に配慮する。

各出入口からは連続的に園路を整備し、計画地内のスムーズな移動と、各施設への分かりやすいアクセスに配慮する。特に、計画地は16haを超える広大な範囲である為、東西／南北に骨格となる主要な園路を整備し、各種イベント等も担える幅員や、園路沿い列植等の修景要素も加味して、シンボル性のある園路として整備する。

図表 2-2-7 ゾーニング図

